

司法省・登録長官部 (マラウイ) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 MW. I
特許付与手数料（特許様式No. 15）	附属書 MW. II
更新手数料の支払（特許様式No. 19）	附属書 MW. III
許可されていない明細書の補正願（特許様式No. 30）	附属書 MW. IV
許可後の補正額（特許様式No. 31）	附属書 MW. V
誤記の訂正願（特許様式No. 42）	附属書 MW. VI

略語のリスト

国内官庁：司法省・登録長官部（マラウイ）

M P A： マラウイ特許法

M P R： マラウイ特許規則

M P T： 特許裁判規則

指定（又は選択）官庁 MW	司法省・登録長官部 (マラウイ) 国内段階に入るための要件の概要	概要 MW
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料 ¹	通貨：マラウイ・クワツチャ（MWK） 完全明細書を提出するための手数料…………… MWK 500	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	国際出願の願書に記載されていなかった場合には、発明者の氏名及びあて名 ^{2, 3} 出願人が発明者でない場合には、発明者に関する宣言書 ^{2, 3} 代理人の選任 ² 英語による優先権書類の証明付翻訳文 ⁴	
誰が代理人として行為できるか？	マラウイの司法省に弁理士又は弁護士として登録されている者	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合は、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 関連する発明の特許性を決定することに優先権の有効性が関与している場合。

国内段階の手続

MW. 01 国内段階へ移行するための様式

完全明細書を提出するための国内出願様式（特許様式No. 6）を国内段階へ移行するために使用することができるが、義務ではない（したがって、この様式は附属書に複製していない）。

MW. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。適用される手続についてはMW.10(i)を参照。

MW. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書MW. I に概説されている。

MPR Rules 78

79

82(2)

MW. 04 送達用あて名

出願人は、マラウイの国籍又は住所を有するか否かに関わらず、代理人の選任は要求されないが、マラウイ国内における（通知及び他の通信文書の）送達用あて名を必要とする。国内段階移行について出願人を代理するためにマラウイの代理人を選任した場合、委任状は要求されないが、代理人は国内官庁から通知があれば自己の権能を証明するよう準備しなければならない。

MPA Sec. 12(3)

MW. 05 発明者に関する宣誓書

出願人は、発明者でない場合、発明者として表示されている者が発明者であり、その発明者がマラウイに関して発明を所有している者と信じる旨の宣誓書を提出しなければならない。この宣誓は書面で行い（特別の様式はない）、出願人又は代理人が署名しなければならない。認証は不要である。

MPR Rule 7

MW. 06 優先権書類（証明付翻訳文）

翻訳者は、優先権書類の英語による翻訳文を証明するために、翻訳文が真実かつ完全である旨を宣誓しなければならない。

MPA Sec. 21

MW. 07 許可公告

出願人は、国際出願の特許が許可された旨の国内官庁からの通知（許可通知）を受領した場合、国内官庁の公報に許可を公告しなければならない。公告は国内官庁の登録官の承認を受けなければならない。出願人は許可公告を行うために、承認された公告物を、Government Printer, P.O. Box 37, Zomba, Malawiに、公告手数料（附属書MW. I 参照）を伴い送付しなければならない。

MPA Sec. 25

MPR Rule 33

MW. 08 証印請求及びその時期

国際出願の許可後、特許付与に対する異議申立がない場合、又は異議申立があれば最終的に特許付与の決定となった場合、出願人は特許証印を国内官庁に請求しなければならない。請求は様式No. 15（附属書MW. II 参照）で行い、附属書MW. I に示す手数料を支払わなければならない。特許の証印請求は、国際出願日から22箇月以内、又はP C T 第39条(1)の規定に基づく期間が適用される場合には国際出願日から32箇月以内に行わなければならない。

MPA Sec. 32
MPR Rules 37
to 39

MW. 09 更新手数料

特許付与（証印）後，出願人は国際出願日から起算して3年目が満了した後の各年について更新手数料を支払わなければならない。支払は，証印日から6箇月以内に，特許様式No. 19（附属書MW.III参照）を使用して行わなければならない。その後の年度についての支払は前払が可能であるが，該当年度の満了までに支払わなければならない。国内官庁は自己の裁量に基づき，更新手数料の支払期日が到来している年度の満了から6箇月以内であれば期間延長を認めることができる。期間延長申請は特許様式No. 20で行い，更新手数料の支払期間延長手数料の支払を条件とする。手数料の額は附属書MW. I を参照。

PCT Art. 28
41
MPA Sec. 43
MPR Rules 54
to 56

MW. 10 出願の補正及びその時期

出願人は，明細書，請求の範囲及び図面について次の修正を行うことができる。

(i) 時期を問わず，誤記，欠落又は明白な誤りの補充。この補充は特許様式No. 42（附属書MW.VI参照）で行い，関係手数料（附属書MW. I 参照）の支払を伴わなければならない。

(ii) 出願の許可前であれば，出願の主題の範囲が拡張されないことを条件とする補正。この補正は特許様式No. 30（附属書MW.IV参照）で行い，関係手数料（附属書MW. I 参照）の支払を伴わなければならない。

(iii) 出願の許可後であれば，権利の一部放棄，補充若しくは説明のみによって，出願の主題の範囲が拡張されないことを条件とする補正。この補正は特許様式No. 31（附属書MW.V参照）で行い，関係手数料（附属書MW. I 参照）の支払を伴わなければならない。

すべての修正は，補正案を示す用紙に，希望する補正部分を明瞭に赤インクで表示して，出願人又は代理人が証明したコピーを添付しなければならない。

PCT Art. 25
PCT Rule 51
MPA Sec. 73
80
MPT Rule 3

MW. 11 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。P C T 第25条に基づく検査に関し，国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定した場合には，その決定の日から3箇月以内に，様式P. T. No. 1を使用して特許裁判所登録官に上訴することができる。上訴する場合には，この期間内に附属書MW. I に示す関係手数料を支払わなければならない。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82bis

MW. 12 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6. 022から6. 027項を参照。出願人は，国際段階における又は国内官庁に対する期間を遵守しなかった場合，権利回復を請求することができる。遵守されなかった要件を放棄する請求も可能である。請求には，期間又は要件を遵守しなかった理由を述べ，その陳述を裏付ける宣誓供述書による証拠を添付しなければならない。失効した特許の回復を請求する場合には，特許様式No. 22を使用して申請し，関係手数料（附属書MW. I 参照）の支払を伴わなければならない。

手 数 料

(通貨：マラウイ・クワッチャ)

特許様式番号	項 目	額
6	完全明細書の提出のための手数料……………	500
42	明白な誤記の訂正請求……………	50
15	特許付与請求……………	250
19	更新手数料*：	
	第4年から第6年，各年につき……………	165
	第7年から第9年，各年につき……………	180
	第10年……………	200
	第11年……………	200
	第12年……………	250
	第13年……………	250
	第14年……………	300
	第15年……………	350
	第16年……………	400
20	更新手数料支払期間の延長願	
	1 箇月以内……………	150
	2 箇月以内……………	200
	6 箇月以内……………	250
30	認容されていない明細書の補正願……………	100
31	認容後の補正願	
	出願人が付与までにする場合……………	150
	特許権者が付与後にする場合……………	180
P. T. No. 1	特許裁判所に対する不服申立の通知……………	50
22	消滅した特許の回復願	
	－消滅から1年以内にする場合……………	500
	－消滅から1年後にする場合……………	550
—	広告の公開のための手数料……………	150

手数料の支払方法

手数料の支払いはマラウイ・クワッチャによりしなければならない。すべての支払いは、支払うべき手数料に関する様式の提出とともに、出願人又は特許権者の名前、出願番号（国内の番号を知っている場合には国内出願番号、知らされていない場合には国際出願番号）又は特許番号及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

手数料は、次の方法で支払うことができる。

マラウイ特許庁に現金で

マラウイ国の銀行又は外国銀行で作成された小切手で

* 「権利の実施許諾」と裏書された特許については手数料の半額のみ支払う。

Patents Regulations

(Subsidiary)

MALAWI

Patents Form No. 15

Section 25(1)
Regulation 33

THE PATENTS ACT

(Cap 49:02)

Fee: MK 250.00

Request for the sealing of a Patent

I/We (1) (1) State
 name of
 request that a patent may be sealed on my/our application No. applicant(s)
 of 19...., and I/We hereby transmit the prescribed fee for sealing, and
 further request that the following may be entered on the register as
 my/our address for service in Malawi.

.....

Dated this day of, 19.....

(2) (2) To be
 signed by
 the appli-
 cant(s) or
 his/their
 agent

The Registrar,
 The Patent Office,
 P.O. Box 100,
 Blantyre

MALAWI

Patents Form No. 19

Section 37 (4)
Regulations 37, 47THE PATENTS ACT
(Cap 49:02)

Fee: See ANNEX MW.I

Payment of Renewal Fee

I/We (1)

 hereby transmit the fee prescribed for the continuation in force of (2)

 (1) State
 name of per-
 son(s) ten-
 dering the
 fee
 (2) Here in-
 sert name of
 patentee(s)

Patent No. for a further period of
 and request that the
 Certificate of Payment may be sent to me/us at (3).....

 Dated this day of, 19....

(3) Here in-
 sert full
 address to
 which cer-
 tificate is to
 be sent

NOTE. —If the address given above is not that entered in the register as
 the patentee's address for service and it is desired to amend the entry in
 the register, application therefor must be made in Patents Form No. 39.

The Registrar,
 The Patent Office,
 P.O. Box 100,
 Blantyre.

Patents Regulations

(Subsidiary)

MALAWI

Patents Form No. 30

Section 43
Regulation 54THE PATENTS ACT
(Cap 49:02)

Fee: MK 100.00

Application under section 43 of the Act for Amendment of a Provisional
Specification or of a Complete Specification not yet accepted

I/We (1) (1) State full
 name and
 address of
 applicant(s)

seek leave to amend the provisional/complete specification of Patent
 Application No. as shown in red ink in the
 certified copy of the original specification hereunto annexed.

My/Our reasons for making this amendment are in detail as
 follows:—

(2) (2) State full
 particulars
 of the
 reasons for
 seeking
 amendment

Dated this..... day of, 19...

(3) (3) To be
 signed by
 the appli-
 cant(s) or
 his/their
 agent

My/Our address for service in Malawi

.....

The Registrar,
 The Patent Office,
 P.O. Box 100,
 Blantyre

MALAWI

Patents Form No. 31

Section 43
Regulation 55THE PATENTS ACT
(Cap 49:02)

Fee: See Annex MW.I

Application under section 43 of the Act for Amendment of
Specification after AcceptanceI/We (1)
.....
.....(1) Here
state full
name and
address of
applicant(s)seek leave to amend the specification of Letters Patent
No. /
Patent Application No. as shown in red ink in the
certified copy of the original specification hereunto
annexed.(2) These
words are to
be struck
out when
Letters
Patent have
not been
sealedI/We (2)
declare that no action for infringement or proceedings for
the revocation of the Letters Patent in question are
pending

My/Our reasons for making this amendment are as follows:-

(3)
.....
.....(3) State full
particulars
of the
reasons for
making
amendment

Dated this.....day of, 19...

(4)
.....(4) To be
signed by
applicant(s)
or paten-
tee(s) or his/
their agent

My/Our address for service in Malawi

.....
.....
.....The Registrar,
The Patent Office,
P.O. Box 100,
Blantyre

MALAWI

Patents Form No. 42

Section 59(2)
Regulation 69

THE PATENTS ACT

(Cap. 49:02)

Fee: Item 41

Request for Correction of Clerical Error

I/We (1)

.....

.....

.....

(1) State full
name and address
of applicant(s)

hereby request that the clerical error(s) in the (2)

.....

relating to the Application/Patent No.

indicated in red ink in the annexed copy of the said (2)

..... or shown as follows:

.....

.....

may be corrected.

(2) State
whether in
application,
specification,
entry in
register, patent
or the particular
relevant document

Dated this day of 19.....

(3)

.....

.....

.....

(3) To be signed
by the appli-
cant(s) or his/
their agent

My/Our address for service in Malawi

.....

.....

.....

.....

The Registrar,
The Patent Office,
P.O. Box 100,
Blantyre